

平成十二年法律第百三十号

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律

(公職者あつせん利得)

第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長(以下「公職にある者」という。)が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

2 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときも、前項と同様とする。

(議員秘書あつせん利得)

第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。以下同じ。)が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、二年以下の拘禁刑に処する。

2 衆議院議員又は参議院議員の秘書が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときも、前項と同様とする。

(没収及び追徴)

第三条 前二条の場合において、犯人が収受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(利益供与)

第四条 第一条又は第二条の財産上の利益を供与した者は、一年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五条 第一条及び第二条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。(適用上の注意)

第六条 この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることをないよう留意しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九一号)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日